

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表六級の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 なら歴史芸術文化村の副村長の職務

附 則

この規則は、令和四年三月二十一日から施行する。